

H30建築主事等養成直前研修 質問及び回答

質問No.	課目	質 問	回 答
1	考査A	省エネ法について、例えば既存1800㎡に増築250㎡で2000㎡を超えても、増築が300㎡を超えていないので適判はいらないということですか？	増築が300㎡未満のため適合性判定はいりません。
2	考査B	建築計画2 縦穴区画に関し階段室3の屋外への出入り口には[特]ではないとなっていますが、問題文より「全て令112条14項2号に適合する」(延焼外)というところで読み取るのですか？	縦穴区画は、令第112条第9項で列記している「当該部分」と「その他の部分」を区画することを定めています。「その他の部分」とは、当該建物の部分を指しているため、屋外に面する部分との区画を求めているものではありません
3	考査B	手引きP294(に)欄に「令第124条第2項」は記載すべきではないでしょうか？	解答例では、令第124条第2項は適用していないため根拠規定としていません。
4	考査B	H28年考査B 建築計画1の高さ制限において後退距離等を考慮しなくても明らかに適合する場合(全面道路の反対側の境界線までの距離×係数で適合する場合等)でも、庇緩和の3条件や、後退距離について記載する必要がありますか？	採点基準が公表されていないため、お答えすることができません。
5	考査B	建築計画2 11「避難階段の設置と幅」の直上階以上の階の床面積が最大階882㎡となっていますが、これは4階の床面積という解釈でよろしいでしょうか？	4階の床面積です。
6	考査B (構造)	「構造の解説」スライド51に「審査対象はけた行方向(X方向)のみ・・・」という記述がありますが、手引きにも過去問にもそのような記述はないのでは？	ご指摘のとおり設問1には、方向を指定する記述はありませんので、スライドの「審査対象はけた方向(X方向)のみ・・・」は、誤記です。削除をお願いします。
7	考査B (構造)	考査B(構造)の設問2について、仮に「告示式の数値」が誤っていて「不適合」と判断されるが、「壁量」については正しい数値で計算した結果、適合している場合は、審査する書類に記載されている数値が誤っていても「適合」として良いか？	壁量等の基準への適合・不適合の判定は、貴見のとおり、正しい数値から導き出された数値により判定します。